

平成 28 年 2 月 5 日

平成 28・29 年度 静岡県後期高齢者医療保険料率の改定について

(静岡県後期高齢者医療広域連合事務局)

静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、平成 28・29 年度保険料率が以下のとおりとなります。

静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 1 後期高齢者医療の保険料率は、都道府県ごとに決定し、2 年ごとに見直します。医療費の増加などを考慮して、平成 28・29 年度の保険料率を改定します。

(年額)

区分	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度	上昇幅
所得割率	7.57%	7.85%	0.28%
均等割額	38,500 円	39,500 円	1,000 円
一人当たり保険料	60,901 円	62,102 円	1,201 円

- 2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴う改正をします。

均等割の 5 割軽減・2 割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。

▼均等割保険料の軽減対象所得基準額(世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計)

区分	旧(～平成27年度)	新(平成28年度～)
5割軽減	33万円 + <u>26万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>26万5千円</u> × 被保険者数
2割軽減	33万円 + <u>47万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>48万円</u> × 被保険者数